## 第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所(システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける事業所をいう。以下同じ。)単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン(プラン A  $\mathbb{Z}$  スはプランB)のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金(A)を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金(B)の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
— 般 NACCS	プランA	基本料金	月額 5,000 円 (1メールボックスごと(メール処理方式)又は1端 末ごと(インタラクティブ処理方式))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (A) に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (B) に掲げる単価)」の合計額
netNACCS WebNACC S	プランA	基本料金	月額 5,000 円(1 端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (A) に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (B) に掲げる単価)」の合計額

## (注)

- 1 「一般NACCS」とは、netNACCS及びWebNACCS以外の利用方式をいう。
- 2 ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当社が付与したメールアドレス 数を端末数とする。
- 3 WebNACCSによる利用の場合は、当社が付与したデジタル証明書数を端末数とする。
- 4 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を 支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMT P双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバーを有している事業所のみが当該 システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。
- 5 WebNACCSの従量料金は、<u>従量料金表にある業務と同一業務の単価を適用する。</u>(例: -輸入申告等照会-の従量料金は、従量料金表の業務コード | | Dの単価を適用する。)

## 第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所(システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける 事業所をいう。以下同じ。)単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン(プラン A又はプランB)のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金(A)を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金(B)の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
— 般 NACCS	プランA	基本料金	月額 5,000 円 (1メールボックスごと(メール処理方式)又は 1端 末ごと(インタラクティブ処理方式))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (A) に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (B) に掲げる単価)」の合計額
netNACCS WebNACC S	プランA	基本料金	月額 5,000 円(1 端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (A) に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価 (B) に掲げる単価)」の合計額

## (注)

- 1 「一般NACCSIとは、netNACCS及びWebNACCS以外の利用方式をいう。
- 2 ゲートウェイ (SMTP双方向)接続による利用の場合は、当社が付与したメールアドレス 数を端末数とする。
- 3 WebNACCSによる利用の場合は、当社が付与したデジタル証明書数を端末数とする。
- 4 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を 支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMT P双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバーを有している事業所のみが当該 システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。
- 5 WebNACCSの従量料金は、WebNACCSの業務コード頭3桁が、従量料金の業務 コード3桁と同一である業務単価を適用する。(例:-輸入申告等照会-の従量料金は、従量料金 表の業務コードIIDの単価を適用する。)